

令和2年

3月農業委員会総会議事録

■日 時	2020年（令和2年）3月13日（金）14：30～14：50	反訳：株式会社
■場 所	1号館3階秘書課横会議室	会議録研究所
■出席者 （敬称略） （議席順）	<p>[農業委員] 計（11名）</p> <p>1 西辻 達佳 2 井阪 正明 3 大谷 康之 4 山千代重榮 5</p> <p>6 小林 修 7 横田 武 8 久保 安治 9 福本 敏行 10 飯阪 保</p> <p>11 辻畑 忠紹 12 13 14 友田 博文</p> <p>[欠席委員] 計（3名）</p> <p>5 高橋 一隆 12 辻井 正昭 13 辻林 孝幸</p> <p>[事務局] 計（4名）</p> <p>濱田 和宏 西川 秀士 谷上 昇 丸鳩 清乃</p>	
■提出資料	議案書	
■議案	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について</p> <p>議案第2号 農用地利用集積計画の決定について</p> <p>報告第1号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について</p> <p>報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の専決受理について</p> <p>報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の専決受理について</p>	

■議事内容

事務局	<p>それでは、ただいまから令和2年3月の委員会総会を開催いたします。</p> <p>では、開会に当たりまして、井阪会長、御挨拶をお願いいたします。</p>
会 長	<p>（時節の挨拶）</p> <p>会議に入るまでに、事務局から出席者数の報告をお願いいたします。</p>
事務局	<p>農業委員会事務局の西川でございます。</p> <p>本日の委員会に出席されております委員は11名でございます。</p> <p>欠席の旨、連絡のありました委員は、5番、高橋委員、12番、辻井委員、13番、辻林委員でございます。</p>
会 長	<p>したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本委員会総会が成立しておりますことを御報告いたします。</p> <p>では、井阪会長、議事進行、よろしくをお願いいたします。</p> <p>それでは、本日の議事録署名人は、大谷、山千代、両委員さん、よろしくをお願いいたします。</p> <p>（両委員の承諾あり）</p> <p>それでは、1ページをお開きください。</p> <p>3月委員会議事日程、議案1号から2号、報告1号から3号の順に御審議をいただきます。よろしくをお願いいたします。</p> <p>それでは議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について、農地所有</p>

権移転1件に関する申請を別表のとおり定めるものとする、議案第1号、番号1、鍛冶屋町の物件について事務局の説明を求めます。

事務局

事務局の丸鳩でございます。

議案書3ページ、1番について説明させていただきます。

許可を受けようとする土地の所在は鍛冶屋町で、地目は、田1筆、面積は2,254平方メートル、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

申請地は水稻栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。

申請地の立地は、譲受人の拠点となる場所から約200m、徒歩または軽トラックで2分の距離に位置しております。

譲受人は、耕運機等を保有しており、農業従事日数は120日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、農薬の使用について周辺農地に支障のないよう使用しますとのことでした。

続きまして、地区担当の松下推進委員から受けました調査結果を報告いたします。

現地を確認したところ水稻栽培されている農地であり、譲渡人、譲受人に電話にて意思確認をいたしました。譲渡人は譲渡することに同意されており、譲受人は申請地で水稻を栽培する予定であります。申請どおり問題ありませんと報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

会長

事務局の説明が終わりました。

これにつきまして、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。議案第1号、番号1については許可することといたします。

続きまして議案第2号、農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条の規定による農用地利用集積計画2件を、別表のとおり定めるものとする。

議案第2号、番号1、小田町の物件について事務局の説明を求めます。

事務局

議案書5ページ、1番について説明させていただきます。

物件は小田町で、地目は田1筆、面積は1,143平方メートルでございます。

貸手、借手、設定する利用権、借手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地は野菜栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。

続きまして、地区担当の辻位三雄推進委員から受けました調査結果の報告をいたします。

現地確認を行い、野菜栽培されている農地であり、貸手に電話にて意思確認をいたしました。借手には会って意思確認をし、野菜などを栽培していくことを確認しております。申請どおり問題はありませんと報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

会 長

事務局の説明が終わりました。これにつきまして、異議、意見はございませんか。
(異議なしの声)

異議なしと認めます。議案第2号、番号1については、このとおり決定することといたします。

事 務 局

続きまして議案第2号、番号2、岡町の物件について、事務局の説明を求めます。

議案書5ページ、2番について説明させていただきます。

物件は岡町で、地目は、田1筆、面積は1,527平方メートルでございます。

貸手、借手、設定する利用権、借手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地は休耕地であり、農地基本台帳において小作人の記載がないことを確認しております。

続きまして、地区担当の神倉推進委員から受けました調査結果の報告をいたします。

現地確認を行い、保全管理されている農地であり、貸手、借手に意思確認を行いました。借手は申請地が市道に面しており、貸手、借手との話の内容に問題はないため貸すことに同意され、借手は申請地で作物を栽培する予定であり、申請どおり間違いはありませんと報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

会 長

事務局の説明が終わりました。これにつきまして、異議、意見はございませんか。
(異議なしの声)

異議なしと認めます。議案第2号、番号2については、このとおり決定することといたします。

続きまして報告に入ります。

報告第1号、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第70条の6第1項の規定の適用を受けた特例農地の利用状況2件について、別表のとおり確認するものとする。

7 ページを御参照ください。

続きまして、報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の専決受理について、農地を農地以外の用途に転用2件を専決により受理したので報告する。

9 ページを御参照ください。

続きまして、報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の専決受理について、農地を農地以外の用途に転用するため、これらの所有権移転3件を専決により受理したので報告する。

11 ページを御参照ください。

以上で本日予定されました議事は終わりました。

総括的に何か御意見、御質問ございませんでしょうか。

(質問等なし)

それではないようですので、これで本日の会議は閉会といたします。長時間御審議ありがとうございました。

閉会時間 14時50分

上記会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためにここに署名する。

会 長

委 員

委 員